

島田市議会基本条例の一部を改正する条例

島田市議会基本条例（平成21年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「議長の招集により開催される全員協議会及び議員連絡会」を「全員協議会及び議員連絡会（同法第100条第12項の規定により協議又は調整の場として設ける全員協議会及び議員連絡会をいう。）」に改める。

第7条の見出しを「（議会報告会の開催等）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。